

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件（案）」に対する意見募集について

1 制定の背景

法人設立登記申請から登記後の税務署等への手続までのワンストップサービス（以下「ワンストップサービス」という。）が開始されるに当たり、国税庁では、その利用者に対して、オンラインで法人番号指定通知を可能とすることを予定しており（令和3年2月目途開始予定）、実施に当たって必要な事項を定める。

2 告示案の概要

(1) 電子証明書

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第2条第2項第6号の規定に基づき、その他行政機関等が定めるものとして、政府認証基盤における政府共用認証局が作成したものを規定する。

(2) 適用となる手続等

規則第3条の規定に基づき、本規則の適用となる手続等として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第39条第1項に定める国税庁長官による法人番号指定通知を規定する。

(3) 電子計算機の技術的基準

規則第8条の規定に基づき、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準として、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることを規定する。

(4) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式

規則第10条第3号の規定に基づき、処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式について行政機関等が定める方式として、ワンストップサービスの利用に当たっての本人認証の方法を定めることとし、①マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書、②商業登記法第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、③電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（②及び③については、行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるものに限る。）を送信することを規定する。